

放射性物質汚染対処特措法に基づく放射性物質に汚染された廃棄物の処理

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域(旧警戒区域・計画的避難区域:11市町村)を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に
基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の
焼却灰等の汚染状態の調査
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査
(特措法第18条)

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の基準を適用)

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

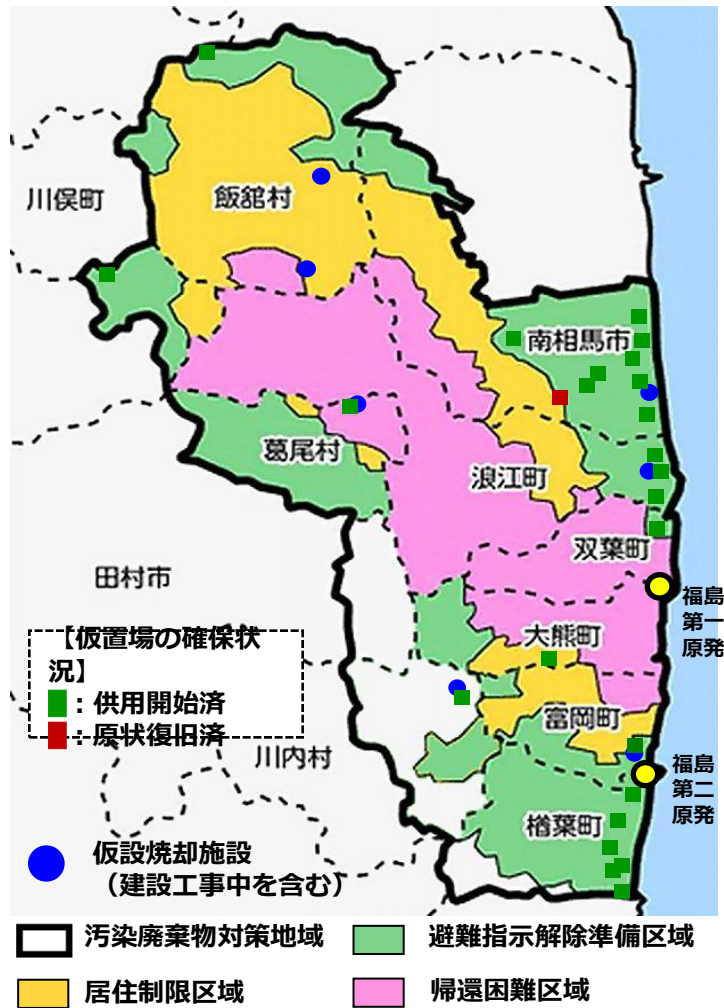
関係原子力事業者が実施

指定廃棄物の指定状況(平成26年12月31日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)												
岩手県	8	199.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	275.8	10	475.6
宮城県	0	0	0	0	8	1,011.2	0	0	0	0	2	2,238.2	15	74.7	25	3,324.1
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.7	3	2.7
福島県	310	99,751.9	104	3,025.1	35	2,261.2	3	168.1	58	9,447.4	19	2,481.3	83	12,534.3	612	129,669.2
茨城県	20	2,380.1	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	2	226.9	24	3,532.8
栃木県	24	2,447.4	0	0	14	727.5	0 (1)	0 (66.6)	8	2,200.0	26	8,133.0	5	18.4	77	13,526.3
群馬県	0	0	0	0	6	545.8	1	127.0	5	513.9	0	0	0	0	12	1,186.7
千葉県	47	2,723.6	2	0.6	0	0	0	0	1	542.0	0	0	12	420.8	62	3,687.0
東京都	1	980.7	1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.9	3	2.9
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	410	108,483.5	107	3,026.7	67	5,563.6	4	295.1	74	13,629.1	47	12,852.5	126	13,565.2	835	157,416

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理進捗状況 (H27.1.30現在)



富岡町における津波がれきの撤去状況 (平成27年1月)

対策地域内廃棄物処理計画（平成25年12月26日一部改定）に基づき、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、災害廃棄物等の処理を実施中。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

平成26年12月末現在、約30万トン搬入完了(処理計画では、帰還困難区域を除いて約80万2千トンと推定)。

【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

○市町村毎に、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標に向けて、早期撤去及び仮置場への搬入を実施中。

平成25年度中：檜葉町、川内村、大熊町(目標通り完了)

平成26年度中：南相馬市、双葉町、飯館村、川俣町、葛尾村

平成27年度中：浪江町、富岡町

【仮置場の確保状況】

○当面必要な仮置場25箇所において供用開始済(うち1箇所においては原状復旧済)。

○仮置場における地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率についての環境モニタリングデータを公表中。

【仮設焼却施設の設置状況】

稼働中	飯館村(小宮地区)、川内村
建設工事中	富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯館村(蕨平地区)
地元調整中	檜葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町

※田村市については既存の処理施設で処理中。



双葉町中野地区における仮置場の整備状況 (平成27年1月)



南相馬市における仮設焼却施設の建設状況 (平成27年1月)

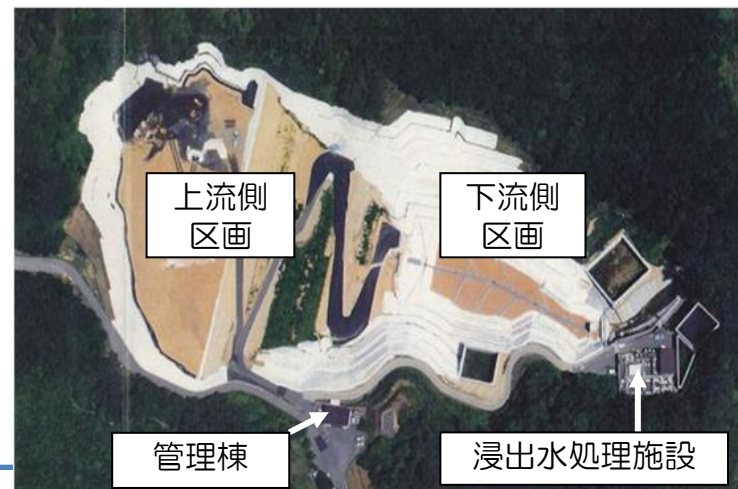
フクシマエコテッククリーンセンター埋立処分計画(案)の概要

既設の管理型処分場を活用して埋立処分することが可能な10万Bq/kg以下の廃棄物については、大量の廃棄物が発生している双葉郡にあり、十分な容量を有しているフクシマエコテックを活用して埋立処分する計画。

埋立処分事業は放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が責任を持って実施。環境省が埋立処分計画を作成し、環境省の事業として責任を持って埋立処分を行う。

【施設概要】

- 処分場所在地：
福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田
(搬入路入口は福島県双葉郡楡葉町に所在)
- 処分場面積：約9.4ha
(埋立地面積は約4.2ha)
- 埋立容量：約96万 m^3
- 埋立地の残余容量：約74万 m^3



フクシマエコテッククリーンセンター

【処分計画】

- 埋立対象物：合計約65万 m^3
対策地域内廃棄物等、指定廃棄物、双葉郡8町村の生活ごみ(10万Bq/kg以下に限る。)
- 事業期間：約6年間(双葉郡8町村の生活ゴミは約10年間)
埋立完了後も国が責任を持って管理を実施。
- 廃棄物の処理方法：
放射性セシウムの溶出量の比較的多い廃棄物はセメント固型化する。
埋立作業を実施していない区画のシートによる保護(雨水浸透抑制)、不透水性土壌層の敷設(雨水浸透抑制)、中間土壌層の敷設(放射性物質の吸着)など、放射性物質が漏出しないよう多重の防護対策を実施する。

前政権における経緯

- (1)放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)
指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。
- (2)指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日 環境省公表)
多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県では、国が必要な処分場等を集約して設置。
- (3)処分場の候補地提示(平成24年9月)
栃木県及び茨城県において候補地を提示したが、地元の反発が強く、地元への説明は未実施。

政権交代後の選定プロセスの見直し

▶平成25年2月25日、前政権下での指定廃棄物の最終処分場の候補地選定に係る取組について検証を行い、これまでの選定プロセスを大幅に見直すことについて公表

①市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成

- ・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。

②専門家で構成される有識者会議による評価の実施

- ・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論

③候補地の安全性に関する詳細調査の実施

- ・候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価

指定廃棄物に関する関係5県の状況

市町村長会議等の開催と調整の状況

<宮城県>

第1-3回：H24.10-H25.5

第4回：H25.11.11

→宮城県における候補地の選定手法が確定

第5回：H26.1.20

→詳細調査の候補地を3カ所提示

くりはらし ふかやまだけ たいわちよう しもはら かみまち たしるだけ
(栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)

[国・宮城県・3市町の会談]

第1回 - 第4回：H26.5.26-H26.6.30

第6回：H26.7.25

→環境大臣が、詳細調査の実施について改めて依頼

H26.8.4

→県主催の市町村長会議において、県知事が、県内市町村長の意見を取りまとめ

H26.8.7

→県知事が、市町村長の総意として詳細調査の受入れ表明。それを受け、環境大臣から詳細調査の実施を表明。

H26.8.20

→副大臣が候補地3市町を訪問し、詳細調査を翌日から開始することなどを説明

H26.8.21

→3候補地において、詳細調査(文献調査等)を開始

H26.10.8

→3候補地において、現地調査を開始

H26.10.24、25、27

→3候補地においてボーリング調査の機材搬入を試みるも、加美町で反対運動があり実施できず

<栃木県>

第1-3回：H25.4-H25.8

第4回：H25.12.24

→栃木県における候補地の選定手法が確定

H26.7.30

→詳細調査の候補地を1カ所

しおやまち てらしまいり
(塩谷町寺島入) 提示

第5回：H26.7.31

→候補地の選定結果を説明

H26.8.25

しおやまち
→副大臣が候補地及び塩谷町を訪問し、選定経緯の詳細を説明

第6回：H26.11.9

→国のこれまでの取組や県内処理の方針について説明

H27.1.16 しおやまち

→副大臣が塩谷町を訪問し、質問書に対して回答

<千葉県>

第1回：H25.4.10

第2回：H25.6.3

第3回：H26.1.9

第4回：H26.4.17

→千葉県における候補地の選定手法が確定

現在、選定作業中

<茨城県>

第1回：H25.4.12

第2回：H25.6.27

第3回：H25.12.25

第4回：H27.1.28

→指定廃棄物保管自治体による議論の場を別途設置することを決定

<群馬県>

第1回：H25.4.19

第2回：H25.7.1

(参考)環境省の有識者会議

- 第1回：H25.3.16
→処理施設の安全性について了承
- 第2回：H25.4.22
- 第3回：H25.5.10
- 第4回：H25.5.21
→候補地の選定手順案について了承
- 第5回：H25.7.16
- 第6回：H25.10.4
→候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承
- 第7回：H26.12.22
→施設管理のあり方等に関する課題を整理